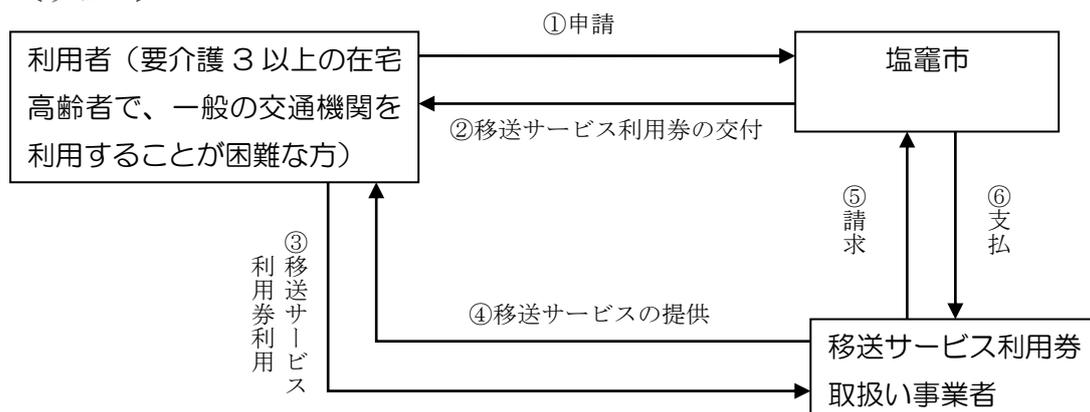


## 令和8年度塩竈市高齢者移送サービス事業実施要領 (移送サービス事業者向け)

### 1. 事業内容

在宅の概ね65歳以上の方で、要介護3以上の認定を受け、寝たきりや車いす使用等で一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に、通院や施設への送迎用として利用できるリフト付きタクシーの利用券を交付します(1か月3枚)。

<フロー>



### 2. 昨年度からの変更点

- (1) 利用券を通院、在宅福祉サービスの利用の他、官公庁、郵便局、金融機関での手続き、生活必需品の買い出し、理美容室での散髪にご利用いただけるようにいたしました。
- (2) 請求書の押印を原則不要といたします。
- (3) 令和8年度移送サービス券の色はみどり色です。

### 3. 対象事業者

次の(1)から(5)までを全て満たすこと。

- (1) 塩竈市内に店舗があり、リフト付きタクシーの運送実績が1年以上あること。
- (2) 年間を通じて事業実施が可能であること。
- (3) 代表者及び役員の中に破産者及び禁固以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 協定書に定める事項をすべて遂行できること。
- (5) 実施要領等の資料を受領し、記載事項についてすべて確認していること。

### 4. 移送サービス利用券の取扱いについて

- (1) 移送サービス利用券は、移送サービス事業協定書に基づいて取扱い願います。
- (2) 利用者には、申請のあった日から令和8年3月末日までの引換券を交付しています。有効期間を確認し、取扱いをお願いします。(過月分の利用券は有効期間内であれば使用出来ますが、未到来月分の利用券は使用できません。)
- (3) 利用券1枚あたりの助成額は、宮城県(仙台市除く)の大型車初乗運賃の上限額相当となります。

- (4) 利用券は通院や施設（在宅福祉サービス利用や短期入所）などへの移送、官公庁、郵便局、金融機関での手続き、生活必需品の買い出し、理美容室での散髪のための移送には利用できます。ただし、娯楽（映画やカラオケ）での利用はできませんのでご注意願います。乗車地または帰着地のいずれかが市内の自宅となります。

## 5. 請求書の提出について

- (1) 移送サービス利用券を1か月分取りまとめ、**翌月10日まで**に請求してください。（期日を過ぎた場合、協定書に基づき原則支払ができなくなりますのでご注意願います。）
- (2) 移送サービス利用券の事業者記入欄（乗車年月日、利用会社名、経路）に記入漏れや誤りがないか確認をしてください。

### 参考（利用券注意事項）

乗車年月日及び利用会社名を記入してください。

必ず該当月を確認してください。

（過月分の利用券は有効期限内であれば使用出来ますが、未到来月分の利用券は使用できません。）

<b>4月-3</b>
乗車月日 年 月 日
有効期限
<b>令和9年 3月31日</b>
助成金額 <b>820円</b>

<b>高齢者移送サービス利用券</b>		交付No. _____
乗車月日 年 月 日	利用会社名	
有効期限	<b>令和9年3月31日</b>	<b>4月-3</b>
経路	塩 竈 市	
助成額	<b>820円</b>	

使用时切り取り

経路を記入して下さい。

利用券は医療機関への通院（入退院含む）、在宅福祉サービスの利用、官公庁、郵便局、金融機関での手続き、生活必需品の買い出し、理美容室での散髪のための移送に利用することができます。ただし娯楽（映画・カラオケ）での移送の際は使用できません。

例：旭町～塩竈市立病院、旭町～〇〇デイサービス、旭町～〇〇スーパー